

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月21日
【中間会計期間】	第10期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
【会社名】	株式会社ビーマップ
【英訳名】	BeMap, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉野文則
【本店の所在の場所】	東京都文京区白山五丁目1番3号
【電話番号】	03(5842)5033
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 大谷英也
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区白山五丁目1番3号
【電話番号】	03(5842)5033
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 大谷英也
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第8期中	第9期中	第10期中	第8期	第9期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (千円)	367,967	366,672	451,827	731,347	960,819
経常損失 (千円)	76,032	90,950	182,426	117,375	98,946
中間(当期)純損失 (千円)	86,838	343,089	173,128	432,437	360,928
純資産額 (千円)	2,377,555	1,685,055	1,593,550	2,027,080	1,771,206
総資産額 (千円)	2,599,189	1,771,053	1,687,128	2,140,889	1,922,895
1株当たり純資産額 (円)	75,231.94	53,260.49	49,348.37	64,093.35	54,741.94
1株当たり中間(当期)純損失 (円)	3,089.33	10,846.86	5,393.57	14,483.20	11,377.55
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	91.5	95.1	93.9	94.7	91.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	88,017	△35,271	△64,433	44,564	△115,767
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△976,956	229,097	△37,556	△881,716	△154,071
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,366,770	922	—	1,365,166	1,604
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)	1,198,944	1,443,875	889,894	1,249,127	991,884
従業員数 (ほか、平均臨時 雇用者数) (人)	43 (2)	49 (3)	61 (3)	49 (2)	64 (4)

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、1株当たり中間(当期)純損失を計上しているため記載しておりません。
3 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期中	第9期中	第10期中	第8期	第9期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (千円)	353,940	338,849	340,188	661,222	805,529
経常利益又は経常損失 (△: 損失) (千円)	△64,086	△58,225	△83,038	△100,910	9,575
中間(当期)純損失 (千円)	74,914	309,892	80,143	427,814	243,322
資本金 (千円)	1,851,323	1,853,703	1,854,247	1,852,955	1,854,247
発行済株式総数 (株)	31,612.55	31,647.55	32,108	31,636.55	32,108
純資産額 (千円)	2,402,247	1,735,644	1,812,015	2,044,472	1,892,159
総資産額 (千円)	2,620,765	1,813,079	1,887,262	2,157,888	2,044,143
1株当たり純資産額 (円)	76,013.27	54,859.48	56,450.85	64,643.25	58,947.61
1株当たり 中間(当期)純損失 (円)	2,665.14	9,797.33	2,496.76	14,328.37	7,670.25
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	91.7	95.7	96.0	94.7	92.6
従業員数 (ほか、平均臨時 雇用者数) (人)	33 (2)	35 (1)	41 (2)	32 (2)	40 (2)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、1株当たり中間(当期)純損失を計上しているため記載をしておりません。

3 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の従業員の状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
モバイル分野	9 (1)
ソリューション分野	31 (2)
全社(共通)	21 (0)
合計	61 (3)

- (注) 1 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。
- 2 全社(共有)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門及び開発部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(名)	41 (2)
---------	--------

- (注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を()外数で記載していません。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当社グループの属するモバイル業界は、携帯事業各社のユーザー獲得競争や価格競争が加速するなど、飽和状態のマーケット・シェアの争奪に拍車がかかっている状況にあります。

このような中で、ますます社会・生活インフラの中にとけ込み消費者に利用されることと、ビジネスシーンにおける業務支援ツールとしての存在の確立が事業発展の中で重要なポイントとなってきました。

このような状況のもと、当社の事業分野別の活動状況は以下のとおりであります。

①モバイル事業分野

交通経路探索「JRトラベルナビゲータ」につきましては、引き続き、株式会社ジェイアール東日本企画向けに、時刻・乗り換え案内システム等の提供を行っております。また他の交通関連事業者等のサービスも継続しております。また、他社ERPパッケージ製品との連携を目指してASP化の企画・開発を行っております。

位置情報モバイルサービス「b-Walker」につきましては、PND(Personal Navigation Device)製品へのライセンス提供に重点を置いた提案・拡販活動を行い、マイタック・インターナショナル社、ヒューレット・パカード社に加え、株式会社ユピテル(旧社名：ユピテル工業株式会社)に提供を開始いたしました。

無線LANのコンテンツ配信システム「Air Compass」につきましては、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社との協力体制のもと、共同で複数の通信事業者へ提供しており、当初計画通りに堅調に推移しております。

②ソリューション事業分野

インターネットを使った画像閲覧サービスである「モニタリング倶楽部」は、外食産業や駐車場などに対する営業やASP機能の追加により営業活動を進めた結果、順調に増収を重ねております。

法人・自治体を始めとするお客様のビジネス・事業に関するWebシステム・携帯サイト等の企画・開発・運用に至る一気通貫の提案を積極的に進めております。また他社との単純な価格競争ではなく、企画提案の内容重視の受注を目指すことにより、お客様のビジネスモデルの実現・ビジネスパートナーとしての取引関係を構築しております。

TV放送内容をテキスト化するメタ・データにつきましては、ヤフー株式会社提供の通販サイト「テレビで見たものキャッチ！」に活用されるなど、様々な事業への展開が見込まれる中で、更に営業活動を強化しております。

また同じくヤフーショッピングサイト内にタレント関連物販サイト「スターセレクション」をオープン致しました。当中間期は立ち上げ時期にあたるため、一時的に損失を計上しておりますが、順次、タレントや商品の拡充に力を入れて参ります。

この結果、当中間連結会計期間の売上高は、451,827千円(前年同期比23.2%増)となりました。また、利益につきましては、のれん償却と一部の子会社における営業損失等により、営業損失は177,275千円(前年同期比101.5%増)、経常損失は182,426千円(前年同期比100.6%増)、中間純損失は173,128千円(前年同期比49.5%減)となりました。

事業の種類別セグメントの売上高の状況を示すと、次のとおりであります。

モバイル事業分野の当中間連結会計期間の売上高は、177,811千円（前年同期比15.7%減）、ソリューション事業分野の当中間連結会計期間の売上高は、274,016千円（前年同期比75.9%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」）は、前連結会計年度と比較して101,990千円減少し、889,894千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は64,433千円（前中間連結会計期間比82.7%増）となりました。

これは、主に税金等調整前中間純損失176,024千円の計上、仕入債務の減少28,075千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は37,556千円（前中間連結会計期間比83.6%減）となりました。

これは主に有形固定資産の取得による支出10,090千円、無形固定資産の取得による支出28,214千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によって得られた資金については、該当ありません。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間の生産実績を示すと、次のとおりであります。

事業分野	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) (千円)	前年同期比(%)
モバイル事業分野	182,957	85.3
ソリューション事業分野	257,828	164.2
合計	440,785	118.7

- (注) 1 金額は販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

① 受注状況

当中間連結会計期間の受注実績を示すと、次のとおりであります。

事業分野	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) (千円)	前年同期比(%)
モバイル事業分野	131,456	218.2
ソリューション事業分野	200,845	117.5
合計	332,301	143.7

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

② 受注残高

当中間連結会計期間の受注残高を示すと、次のとおりであります。

事業分野	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) (千円)	前年同期比(%)
モバイル事業分野	197,424	180.0
ソリューション事業分野	69,652	113.5
合計	267,076	156.2

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を示すと、次のとおりであります。

事業分野	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) (千円)	前年同期比(%)
モバイル事業分野	177,811	84.3
ソリューション事業分野	274,016	175.9
合計	451,827	123.2

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先名	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
株式会社ジェイアール 東日本企画	103,318	28.2	121,228	35.6
Mio International Limited	76,000	20.7	—	—

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	126,500
計	126,500

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	32,108	32,108	大阪証券取引所 ニッポン・ニュー・ マーケット- 「ヘラクレス」市場	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式
計	32,108	32,108	—	—

(注) 「提出日現在発行数」には、平成19年12月1日以降提出日までの新株予約権の行使(旧転換社債等の権利行使含む)により発行されたものは含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 旧商法第280条ノ19の規定に基づくストックオプションの内容等は次のとおりであります。

株主総会の特別決議(平成12年5月26日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3	3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 16,667	同左
新株予約権の行使期間	平成14年6月1日から 平成21年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 16,667 資本組入額 16,667	同左
新株予約権の行使の条件	対象者は次の場合にはその権利を喪失し権利行使はできないものとする。 (a) 死亡、禁固以上の刑に処せられた場合 (b) 当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇の処分を受けた場合 (c) 自己都合により退職した場合(取締役、監査役の就任を除く) (d) 自己都合以外の理由で当社を退職したときから、1年を経過したとき (e) 当社と競合関係にある他の会社の取締役、監査役、従業員、顧問又はコンサルタントに就いたとき	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	対象者は新株予約権の全部または一部を他に譲渡、担保権の設定、遺贈、その他の処分をすることはできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 当社は平成13年5月21日開催の取締役会の決議に基づき、平成13年7月9日付で1株を3株とする株式分割を行いました。これに伴い、発行価格、資本組入額が修正されましたが、上記表の記載内容は当該修正を反映しております。

2 株式の分割を行う場合には、次の算式により発行価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価格} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

株主総会の特別決議(平成13年3月7日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36	36
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 150,000	同左
新株予約権の行使期間	平成15年4月1日から 平成22年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150,000 資本組入額 75,000	同左
新株予約権の行使の条件	対象者は次の場合にはその権利を喪失し権利行使はできないものとする。 (a) 死亡、禁固以上の刑に処せられた場合 (b) 当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇の処分を受けた場合 (c) 自己都合により退職した場合(取締役、監査役の就任を除く) (d) 自己都合以外の理由で当社を退職したときから、1年を経過したとき (e) 当社と競合関係にある他の会社の取締役、監査役、従業員、顧問又はコンサルタントに就いたとき	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	対象者は新株予約権の全部または一部を他に譲渡、担保権の設定、遺贈、その他の処分をすることはできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 当社は平成13年5月21日開催の取締役会の決議に基づき、平成13年7月9日付で1株を3株とする株式分割を行いました。これに伴い、発行価格、資本組入額が修正されましたが、上記表の記載内容は当該修正を反映しております。

2 株式の分割を行う場合には、次の算式により発行価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価格} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

株主総会の特別決議(平成13年6月8日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	367	367
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 150,000	同左
新株予約権の行使期間	平成15年7月1日から 平成23年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150,000 資本組入額 75,000	同左
新株予約権の行使の条件	対象者は次の場合にはその権利を喪失し権利行使はできないものとする。 (a) 死亡、禁固以上の刑に処せられた場合 (b) 当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇の処分を受けた場合 (c) 自己都合により退職した場合(取締役、監査役の就任を除く) (d) 自己都合以外の理由で当社を退職したときから、1年を経過したとき (e) 当社と競合関係にある他の会社の取締役、監査役、従業員、顧問又はコンサルタントに就いたとき	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	対象者は新株予約権の全部または一部を他に譲渡、担保権の設定、遺贈、その他の処分をすることはできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 当社は平成13年5月21日開催の取締役会の決議に基づき、平成13年7月9日付で1株を3株とする株式分割を行いました。これに伴い、発行価格、資本組入額が修正されましたが、上記表の記載内容は当該修正を反映しております。

2 株式の分割を行う場合には、次の算式により発行価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価格} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

② 平成13年改正旧商法第280条ノ20並びに商法第280条ノ21の規定に基づくストックオプションの内容等は次のとおりであります。

株主総会の特別決議(平成14年6月24日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	46 (注) 1	46 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46 (注) 1	46 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 379,208	同左
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日から 平成24年5月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 379,208 資本組入額 189,604	同左
新株予約権の行使の条件	次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。 ① 当社の取締役、監査役及び従業員である対象者が、当社の取締役、監査役又は従業員でなくなった場合。 ② 対象者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない。) ③ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。 ④ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。 ⑤ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。 ⑥ その他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の数は、定時株主総会決議に基づく発行数122個から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を76個減じております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数は122株から46株に減少しております。

2 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

株主総会の特別決議(平成15年6月18日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	59 (注) 1	59 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	59 (注) 1	59 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 136,000	同左
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日から 平成25年5月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 136,000 資本組入額 68,000	同左
新株予約権の行使の条件	次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。 ① 当社の取締役、監査役及び従業員である対象者が、当社の取締役、監査役又は従業員でなくなった場合。 ② 対象者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない。) ③ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。 ④ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。 ⑤ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。 ⑥ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の数は、定時株主総会決議における発行数264個から、行使もしくは退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を205個減じております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数は264株から59株に減少しております。

2 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

株主総会の特別決議(平成16年6月24日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	260 (注) 1	260 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	17 (注) 2	17 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	260 (注) 1	260 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 486,203	同左
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から 平成26年5月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 486,203 資本組入額 243,102	同左
新株予約権の行使の条件	次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。 ① 当社の取締役、監査役及び従業員である対象者が、当社の取締役、監査役又は従業員でなくなった場合。 ② 対象者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない。) ③ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。 ④ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。 ⑤ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。 ⑥ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 新株予約権の数は、定時株主総会決議に基づく発行数300個から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を40個減じております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数は300株から260株に減少しております。
- 2 退職等の理由により、当社は新株予約権17個を取得しております。
- 3 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

株主総会の特別決議(平成17年6月23日)		
取締役会決議日(平成17年9月9日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	500	500
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500	500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 328,514	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から 平成27年5月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 328,514 資本組入額 164,257	同左
新株予約権の行使の条件	<p>次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。</p> <p>① 対象者が当社の従業員でなくなった場合(ただし、従業員が当社の取締役又は監査役になる場合を除く。)</p> <p>② 対象者が当社の取締役又は監査役ではなくなった場合(ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社の取締役又は監査役であり、その後、に退任又は辞任した場合を除く。)</p> <p>③ 対象者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない。)</p> <p>④ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>⑤ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。</p> <p>⑥ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。</p> <p>⑦ 対象者が当社との顧問契約を解除した場合(ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社と顧問契約を締結した顧問である場合はこの限りではない。)</p> <p>⑧ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次頁の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価格が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

取締役会決議日（平成17年11月21日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年11月30日）
新株予約権の数(個)	262（注）1	262（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	17（注）2	17（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	262（注）1	262（注）1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 244,755	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から 平成27年5月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 244,755 資本組入額 122,378	同左
新株予約権の行使の条件	<p>次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。</p> <p>① 対象者が当社の従業員でなくなった場合（ただし、従業員が当社の取締役又は監査役になる場合を除く。）。</p> <p>② 対象者が当社の取締役又は監査役ではなくなった場合（ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社の取締役又は監査役であり、その後退任又は辞任した場合を除く。）。</p> <p>③ 対象者が死亡した場合（新株予約権の相続は認めない。）。</p> <p>④ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>⑤ 新株予約権の第三者に対する譲渡、買入れその他の処分をした場合。</p> <p>⑥ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。</p> <p>⑦ 対象者が当社との顧問契約を解除した場合（ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社と顧問契約を締結した顧問である場合はこの限りではない。）。</p> <p>⑧ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 新株予約権の数は、定時株主総会決議に基づく発行数264個から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を2個減じております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数は264株から262株に減少しております。
- 2 退職等の理由により、当社は新株予約権17個を取得しております。
- 3 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次頁の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価格が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

取締役会決議日（平成18年5月22日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年11月30日）
新株予約権の数(個)	234（注）1	234（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	17（注）2	17（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	234（注）1	234（注）1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 304,000	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から 平成27年5月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 304,000 資本組入額 152,000	同左
新株予約権の行使の条件	<p>次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。</p> <p>① 対象者が当社の従業員でなくなった場合（ただし、従業員が当社の取締役又は監査役になる場合を除く。）。</p> <p>② 対象者が当社の取締役又は監査役ではなくなった場合（ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社の取締役又は監査役であり、その後に退任又は辞任した場合を除く。）。</p> <p>③ 対象者が死亡した場合（新株予約権の相続は認めない。）。</p> <p>④ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>⑤ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。</p> <p>⑥ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。</p> <p>⑦ 対象者が当社との顧問契約を解除した場合（ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社と顧問契約を締結した顧問である場合はこの限りではない。）。</p> <p>⑧ その他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 新株予約権の数は、定時株主総会決議に基づく発行数236個から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を2個減じております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数は236株から234株に減少しております。
- 2 退職等の理由により、当社は新株予約権17個を取得しております。
- 3 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次頁の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価格が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	—	32,108	—	1,854,247	—	1,480,389

(5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
杉野 文則	東京都文京区	2,304	7.17
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2-4-6	601	1.87
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント ア カ운ツ イー アイビーエル	1 BROADGATE, LONDON EC2M YHA UNITED KINGDOM	312	0.97
朝雄 博	千葉県柏市	306	0.95
興水 勝弥	山梨県甲府市	282	0.87
エムエルピー エフエス カス トディー	SOUTH TOWER WORLD FINANCIAL CENTER NEW YORK NY 10080-0801 USA	280	0.87
株式会社松栄	東京都台東区浅草橋1-21-1	240	0.74
小宮 圭香	埼玉県蕨市	230	0.71
ビー・エヌ・ピー・パリバ・ セキュリティーズ(ジャパン) リミテッド	東京都千代田区大手町1-7-2 東京サンケイビル	227	0.70
篠原 昌史	栃木県下都賀郡壬生町	222	0.69
計	—	5,004	15.58

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 9	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 32,099	32,099	同上
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	32,108	—	—
総株主の議決権	—	32,099	—

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が5株(議決権5個)含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ビーマップ	東京都文京区白山五丁目1 番3号	9	-	9	0.03
計	—	9	-	9	0.03

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	158,000	133,000	173,000	142,000	136,000	126,000
最低(円)	101,000	88,200	100,000	108,000	100,000	101,000

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット-「ヘラクレス」市場におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動はございません。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)及び前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)及び当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、それぞれ中間連結財務諸表並びに中間財務諸表について、東陽監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		1,443,875		889,894		991,884	
2 売掛金		163,460		246,055		354,710	
3 たな卸資産		13,834		24,454		22,601	
4 その他		17,025		40,106		42,275	
貸倒引当金		—		△124		△249	
流動資産合計		1,638,196	92.5	1,200,386	71.1	1,411,223	73.4
II 固定資産							
1 有形固定資産	※1						
(1) 建物		3,872		2,851		3,232	
(2) 車両運搬具		226		—		—	
(3) 工具器具備品		18,683	22,782	27,701	30,553	24,475	27,708
2 無形固定資産							
(1) ソフトウェア		6,639		40,717		28,221	
(2) のれん		27,779		293,236		336,261	
(3) その他		1,142	35,561	39,443	373,397	28,712	393,195
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		38,780		37,450		37,450	
(2) 関係会社株式		2,211		2,918		7,446	
(3) その他		33,521	74,513	42,423	82,791	45,870	90,768
固定資産合計			132,857		486,742		511,672
資産合計			1,771,053		1,687,128		1,922,895
			100.0		100.0		100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 買掛金		36,422		45,228		73,304	
2 未払法人税等		4,007		5,747		9,366	
3 賞与引当金		7,445		5,400		3,515	
4 その他		38,123		37,202		65,501	
流動負債合計		85,998	4.9	93,578	5.5	151,688	7.9
II 固定負債		—		—		—	
負債合計		85,998	4.9	93,578	5.5	151,688	7.9
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		1,853,703		1,854,247		1,854,247	
2 資本剰余金		1,391,419		1,480,389		1,480,389	
3 利益剰余金		△1,557,532		△1,748,620		△1,575,492	
4 自己株式		△2,103		△1,982		△1,982	
株主資本合計		1,685,487	95.2	1,584,033	93.9	1,757,161	91.4
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金		△432		—		—	
評価・換算差額等 合計		△432	△0.1	—	—	—	—
III 少数株主持分		—	—	9,517	0.6	14,045	0.7
純資産合計		1,685,055	95.1	1,593,550	94.5	1,771,206	92.1
負債純資産合計		1,771,053	100.0	1,687,128	100.0	1,922,895	100.0

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)			
I 売上高			366,672	100.0		451,827	100.0	960,819	100.0	
II 売上原価			311,059	84.8		369,555	81.8	654,233	68.1	
売上総利益			55,613	15.2		82,272	18.2	306,586	31.9	
III 販売費及び一般管理費										
1 役員報酬		44,031			64,864		101,527			
2 給与手当		27,575			45,451		67,800			
3 賞与引当金繰入額		—			1,750		893			
4 支払手数料		26,298			39,548		53,633			
5 貸倒引当金繰入額		—			—		173			
6 のれん償却費		—			43,024		86,049			
7 その他		45,676	143,583	39.2	64,909	259,548	57.4	92,043	402,120	41.8
営業損失			87,969	△24.0		177,275	△39.2		95,534	△9.9
IV 営業外収益										
1 受取利息		56			144		147			
2 雑収入		1,157	1,213	0.3	322	467	0.1	1,306	1,454	0.1
V 営業外費用										
1 株式交付費償却		573			—		979			
2 持分法による 投資損失		3,620			5,457		3,885			
3 その他		—	4,194	1.1	160	5,617	1.2	1	4,866	0.5
経常損失			90,950	△24.8		182,426	△40.3		98,946	△10.3
VI 特別利益										
1 貸倒引当金戻入益		—			124		—			
2 子会社整理損失引当 金戻入益		—			4,844		—			
3 投資有価証券売却益		69,056			—		68,640			
4 償却債権取立益		10,500			—		11,500			
5 保険解約戻入益		—			1,332		—			
6 持分変動に伴う みなし売却益		—	79,556	21.7	928	7,230	1.6	—	80,140	8.3
VII 特別損失										
1 固定資産除却損	※1	316			828		462			
2 投資有価証券評価損		330,431	330,748	90.2	—	828	0.2	330,431	330,893	34.4
税金等調整前 中間(当期)純損失			342,141	△93.3		176,024	△38.9		349,699	△36.4
法人税、住民税及び 事業税		947			1,631		4,436			
法人税等調整額		—	947	0.3	—	1,631	0.4	7,921	12,357	1.3
少数持主損失		—	—		—	4,528	1.0	—	1,129	0.1
中間(当期)純損失			343,089	△93.6		173,128	△38.3		360,928	△37.6

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(千円)	1,852,955	1,390,671	△1,214,443	△2,103	2,027,080
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	748	748			1,496
中間純損失			△343,089		△343,089
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)	748	748	△343,089		△341,593
平成18年9月30日残高(千円)	1,853,703	1,391,419	△1,557,532	△2,103	1,685,487

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	評価・換算 差額等合計
平成18年3月31日残高(千円)	—	—	2,027,080
中間連結会計期間中の変動額			
新株の発行			1,496
中間純損失			△343,089
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△432	△432	△432
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)	△432	△432	△342,025
平成18年9月30日残高(千円)	△432	△432	1,685,055

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(千円)	1,854,247	1,480,389	△1,575,492	△1,982	1,757,161
中間連結会計期間中の変動額					—
中間純損失			△173,128		△173,128
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					—
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)			△173,128		△173,128
平成19年9月30日残高(千円)	1,854,247	1,480,389	△1,748,620	△1,982	1,584,033

	少数株主持分	純資産合計
平成19年3月31日残高(千円)	14,045	1,771,206
中間連結会計期間中の変動額		—
中間純損失		△173,128
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△4,528	△4,528
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)	△4,528	△177,656
平成19年9月30日残高(千円)	9,517	1,593,550

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(千円)	1,852,955	1,390,671	△1,214,443	△2,103	2,027,080
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	1,292	1,292	—	—	2,584
株式交換	—	88,425	—	—	88,425
自己株式の消却	—	△121	—	121	—
繰越利益剰余金から その他資本剰余金への振替	—	121	△121	—	—
当期純損失	—	—	△360,928	—	△360,928
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計 (千円)	1,292	89,717	△361,049	121	△269,918
平成19年3月31日残高(千円)	1,854,247	1,480,389	△1,575,492	△1,982	1,757,161

	少数株主 持分	純資産合計
平成18年3月31日残高(千円)	—	2,027,080
連結会計年度中の変動額		
新株の発行	—	2,584
株式交換	—	88,425
自己株式の消却	—	—
繰越利益剰余金から その他資本剰余金への振替	—	—
当期純損失	—	△360,928
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	14,045	14,045
連結会計年度中の変動額合計 (千円)	14,045	△255,873
平成19年3月31日残高(千円)	14,045	1,771,206

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度 要約連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純損失(△)		△342,141	△176,024	△349,699
減価償却費		5,198	12,359	13,189
のれん償却額		3,968	43,024	86,049
株式交付費償却額		573	—	979
貸倒引当金の増減額(減少:△)		—	△124	186
賞与引当金の増減額(減少:△)		1,542	1,884	△12,187
受取利息及び受取配当金		△56	△144	△147
持分法による投資損失		3,620	5,457	3,885
有形固定資産除却損		316	828	462
投資有価証券評価損		330,431	—	330,431
投資有価証券売却益		△69,056	—	△68,640
持分変動に伴うみなし売却益		—	△928	—
売上債権の増減額(増加:△)		2,224	108,655	△158,699
たな卸資産の増減額(増加:△)		52,364	△1,853	43,597
その他流動資産の増減額 (増加:△)		2,973	808	△19,930
仕入債務の減少額		△40,811	△28,075	△3,929
その他流動負債の増加額		14,750	△28,947	33,851
その他		1,550	2,949	△7,763
小計		△32,551	△60,131	△108,364
利息及び配当金の受取額		56	144	147
法人税等の支払額		△2,776	△4,446	△7,549
営業活動による キャッシュ・フロー		△35,271	△64,433	△115,767
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		△2,698	△10,090	△10,569
有形固定資産の売却による収入		—	—	198
無形固定資産の取得による支出		△4,148	△28,214	△55,469
投資有価証券の取得による支出		△17,500	—	△17,500
投資有価証券の売却による収入		252,833	—	254,179
関連会社株式の取得による支出		—	—	△5,500
新規連結子会社株式の取得による 支出		—	—	△319,500
敷金・保証金の差入による支出		△2,460	—	△2,732
敷金・保証金の払戻しによる収入		3,072	272	3,072
その他		—	476	△249
投資活動による キャッシュ・フロー		229,097	△37,556	△154,071

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 要約連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
株式の発行による収入		922	—	1,604
財務活動による キャッシュ・フロー		922	—	1,604
IV 現金及び現金同等物の 増減額(減少:△)		194,748	△101,990	△268,233
V 現金及び現金同等物の期首残高		1,249,127	991,884	1,249,127
VI 株式交換による現金及び 現金同等物の増加額		—	—	10,990
VII 現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	※	1,443,875	889,894	991,884

中間連結財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1)連結子会社の数 2社 連結子会社名 株式会社フレーム ワークスタジオ 株式会社Be plus</p> <p>(2)非連結子会社の名称等 株式会社アクセリス コミュニケーションズ ジャパン 上記非連結子会社は 清算準備中であり、連 結対象に含めておりま せん。</p>	<p>(1)連結子会社の数 4社 連結子会社名 株式会社フレーム ワークスタジオ 株式会社Be plus フォーマイスターズ・ システムコンサルティ ング株式会社 株式会社インフォエッ クス</p> <p>(2)非連結子会社の名称等 該当ありません</p>	<p>(1)連結子会社の数 4社 連結子会社名 株式会社フレーム ワークスタジオ 株式会社Be plus フォーマイスターズ・ システムコンサルティ ング株式会社 株式会社インフォエッ クス フォーマイスターズ・ システムコンサルティ ング株式会社は、 当連結会計年度中に新 たに株式を取得いたし ましたので、当連結会 計年度より連結の範囲 に含めております。 また、株式会社イン フォエックスは、当連 結会計年度中に株式交 換により、完全子会社 となりましたので、当 会計年度より連結の範 囲に含めております。</p> <p>(2)非連結子会社の名称等 同左</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1)持分法適用の関連会社 数 1社 主要な会社名 株式会社エム・データ</p> <p>(2)持分法を適用していな い非連結子会社(株式会 社アクセリスコミュニ ケーションズジャパン) は、清算準備中であり 持分法の適用範囲から 除外しております。</p>	<p>(1)持分法適用の関連会社 数 1社 主要な会社名 株式会社エム・データ</p> <p>(2)持分法を適用していな い非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1)持分法適用の関連会社 数 1社 主要な会社名 株式会社エム・データ</p> <p>(2)持分法を適用していな い非連結子会社 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3 連結子会社の中間決算日(事業年度)等に関する事項	連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。	同左	連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
4 会計処理基準に関する事項	<p>(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券 その他有価証券時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>② たな卸資産 原材料・仕掛品 個別法による原価法によっております。</p> <p>(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 3～18年 車両運搬具 6年 工具器具備品 4～10年</p>	<p>(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券 その他有価証券時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p> <p>② たな卸資産 原材料・仕掛品 同左</p> <p>(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 同左 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 3～15年 工具器具備品 4～15年</p>	<p>(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券 その他有価証券時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定) 時価のないもの 同左</p> <p>② たな卸資産 原材料・仕掛品 同左</p> <p>(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 3～15年 工具器具備品 4～15年</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>② 無形固定資産 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 販売目的のソフトウェア 販売目的のソフトウェアは、販売可能有効期間(3年)に基づく定額法によっております。</p>	<p>(会計方針の変更) 法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、当中間連結会計期間から、平成19年4月1日以降に取得したのものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 これに伴い、前中間連結会計期間と同一の方法によった場合と比べ、売上総利益が713千円減少し、営業損失が891千円、経常損失が891千円、税金等調整前中間純損失が891千円、中間純損失が891千円それぞれ増加しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(追加情報) 当中間連結会計期間から、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 当該変更に伴う損益に与える影響は、軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産 自社利用のソフトウェア 同左 市場販売目的のソフトウェア 同左</p>	<p>② 無形固定資産 自社利用のソフトウェア 同左 市場販売目的のソフトウェア 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(ハ) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当中間連結会計期間においては、引当金の計上はありません。</p> <p>②賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(ニ) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(ホ) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。</p>	<p>(ハ) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 債権貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績繰入法により、貸倒懸念債権特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>②賞与引当金 同左</p> <p>(ニ) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(ホ) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 同左</p>	<p>(ハ) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②賞与引当金 同左</p> <p>(ニ) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(ホ) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 同左</p>
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書上資金の範囲に含めた現金及び現金同等物は、手元現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限及び満期日の到来する短期的な投資からなっております。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書上資金の範囲に含めた現金及び現金同等物は、手元現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限及び満期日の到来する短期的な投資からなっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

該当事項はありません。

会計方針の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正)</p> <p>当中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)並びに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日 企業会計基準指針適用指針第2号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,685,055千円であります。</p> <p>中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結財務諸表は、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正)</p> <p>当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)並びに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日 企業会計基準指針適用指針第2号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,757,161千円であります。</p> <p>連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結財務諸表は、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>
<p>(企業結合に係る会計基準等)</p> <p>当中間連結会計期間から「企業結合に係る会計基準(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>中間連結財務諸表規則の改正による中間財務諸表の表示に関する変更は以下のとおりであります。</p>	<p>—————</p>	<p>(企業結合に係る会計基準等)</p> <p>当連結会計年度から「企業結合に係る会計基準(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。</p> <p>連結財務諸表規則の改正による連結財務諸表の表示に関する変更は以下のとおりであります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>「連結調整勘定」は、当中間連結会計期間から「のれん」として表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>「連結調整勘定償却額」は、当中間連結会計期間から「のれん償却額」として表示しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(連結貸借対照表)</p> <p>「連結調整勘定」は、当連結会計年度から「のれん」として表示しております。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>「連結調整勘定償却額」は、当連結会計年度から「のれん償却額」として表示しております。</p>
<p>—————</p>	<p>—————</p>	<p>(ストック・オプション等に関する会計基準等)</p> <p>当連結会計年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>
<p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>当中間連結会計期間から、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。</p> <p>前中間連結会計期間において営業外費用の内訳として表示していた「新株発行費償却」は、当中間連結会計期間より「株式交付費償却」として表示する方法に変更しております。</p> <p>前中間連結会計期間において営業活動によるキャッシュ・フローの内訳として表示していた「新株発行費償却額」は、当中間連結会計期間より「株式交付費償却額」として表示する方法に変更しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>当連結会計年度から、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。</p> <p>前連結会計年度において営業外費用の内訳として表示していた「新株発行費」は、当連結会計年度より「株式交付費」として表示する方法に変更しております。</p> <p>前連結会計年度において営業活動によるキャッシュ・フローの内訳として表示していた「新株発行費」は、当連結会計年度より「株式交付費」として表示する方法に変更しております。</p>

表示方法の変更

前中間連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
—————	(中間連結損益計算書) 従来、販売費及び一般管理費の「その他」に含めておりました「のれん償却額」は、当中間連結会計期間において販売及び一般管理費占める割合が100分の10以上となったため、独立掲記しております。なお、前中間連結会計期間におけるのれん償却額の金額は 3,968千円であります。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 49,635千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 55,588千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 58,098千円

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)														
※1 固定資産除却損の内訳 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">316千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">316千円</td> </tr> </table>	工具器具備品	316千円	計	316千円	※1 固定資産除却損の内訳 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">828千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">828千円</td> </tr> </table>	工具器具備品	828千円	計	828千円	※1 固定資産除却損の内訳 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">316千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">145千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">462千円</td> </tr> </table>	工具器具備品	316千円	ソフトウェア	145千円	計	462千円
工具器具備品	316千円															
計	316千円															
工具器具備品	828千円															
計	828千円															
工具器具備品	316千円															
ソフトウェア	145千円															
計	462千円															

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	31,636	11	—	31,647

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

ストックオプション行使による増加 11株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	9	—	—	9

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません

4 配当に関する事項

該当事項はありません

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	32,108	—	—	32,108

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	9	—	—	9

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません

4 配当に関する事項

該当事項はありません

前連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	31,636.55	472	0.55	32,108

(変動事由の概要)

増加数、減少数の主な内訳は、次の通りであります。

ストックオプション行使による増加 19株

簡易株式交換に伴う新株発行による増加 453株

自己株式の一部消却による減少 0.55株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	9.55	—	0.55	9

(変動事由の概要)

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

自己株式の一部消却による減少 0.55株

- 3 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません
- 4 配当に関する事項
該当事項はありません

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	※1 現金及び現金同等物の期末残高連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び 預金勘定 <u>1,443,875千円</u>	現金及び 預金勘定 <u>889,894千円</u>	現金及び 預金勘定 <u>991,884千円</u>
現金及び 現金同等物 <u>1,443,875千円</u>	現金及び 現金同等物 <u>889,894千円</u>	現金及び 現金同等物 <u>991,884千円</u>
		※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳
		流動資産 114,828千円
		固定資産 6,530千円
		のれん 315,461千円
		流動負債 <u>△20,196千円</u>
		少数株主持分 <u>△15,174千円</u>
		株式の取得価額 401,450千円
		現金及び現金同等物 <u>81,949千円</u>
		差引：フォーマイ スターズ・システム コンサルティング(株) 319,500千円
		株式取得のための支出
		※3 株式交換により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳
		流動資産 17,835千円
		のれん 75,100千円
		流動負債 <u>△3,910千円</u>
		株式の取得価額 89,025千円
		株式交換による当社 株式の発行価額 88,425千円
		現金及び現金同等物 <u>11,590千円</u>
		差引：(株)インフォエ ックス 10,990千円
		株式取得による収入

(リース取引関係)

前中間連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																										
		<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="890 474 1445 766"> <thead> <tr> <th></th> <th>車両運搬具 (千円)</th> <th>その他 (工具器具 備品) (千円)</th> <th>合計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額 相当額</td> <td>5,929</td> <td>—</td> <td>5,929</td> </tr> <tr> <td>減価償却 累計額相当額</td> <td>5,929</td> <td>—</td> <td>5,929</td> </tr> <tr> <td>期末残高 相当額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="890 945 1422 1043"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1" data-bbox="890 1223 1422 1285"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>823千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>823千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		車両運搬具 (千円)	その他 (工具器具 備品) (千円)	合計 (千円)	取得価額 相当額	5,929	—	5,929	減価償却 累計額相当額	5,929	—	5,929	期末残高 相当額	—	—	—	1年以内	—	1年超	—	合計	—	支払リース料	823千円	減価償却費相当額	823千円
	車両運搬具 (千円)	その他 (工具器具 備品) (千円)	合計 (千円)																									
取得価額 相当額	5,929	—	5,929																									
減価償却 累計額相当額	5,929	—	5,929																									
期末残高 相当額	—	—	—																									
1年以内	—																											
1年超	—																											
合計	—																											
支払リース料	823千円																											
減価償却費相当額	823千円																											

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	中間連結貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
その他有価証券 株式	1,762	1,330	432
計	1,762	1,330	432

注 当中間連結会計年度において、有価証券について330,431千円(その他有価証券で時価のあるもの330,431千円)減損処理を行っております。

なお、減損にあたっては、期末における時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合には減損処理を行っております。

2 時価評価されていない主な有価証券

	中間連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券 関連会社株式	2,211
非上場株式	37,450
計	39,661

当中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

2 時価評価されていない主な有価証券

	中間連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券 関連会社株式	2,918
非上場株式	37,450
計	40,368

前連結会計年度末(平成19年3月31日)

- 1 その他有価証券で時価のあるもの
該当事項はありません。

- 2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

区分	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
売却額(千円)	254,179
売却益の合計額(千円)	69,056
売却損の合計額(千円)	416

- 3 時価評価されていない主な有価証券

	連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券 非上場株式	37,450
合計	37,450
子会社株式及び関連会社株式 関連会社株式	7,446
合計	7,446

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

該当事項ありません。

当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

該当事項ありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 当該連結会計年度における費用計上額及び科目名

該当事項ありません。

2. スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成12年5月26日	平成13年3月7日	平成13年6月8日
付与対象者の区分及び人数 (名)	取締役6名 従業員12名	取締役6名 従業員4名	取締役4名 従業員22名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 413	普通株式 300	普通株式 819
付与日	平成12年5月26日	平成13年3月7日	平成13年6月8日
権利確定条件	対象者は次の場合にはその権利を喪失し権利行使はできないものとする。 (a) 死亡、禁固以上の刑に処せられた場合 (b) 当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇の処分を受けた場合 (c) 自己都合により退職した場合(取締役、監査役の就任を除く) (d) 自己都合以外の理由で当社を退職したときから、1年を経過したとき (e) 当社と競合関係にある他の会社の取締役、監査役、従業員、顧問又はコンサルタントに就いたとき	対象者は次の場合にはその権利を喪失し権利行使はできないものとする。 (a) 死亡、禁固以上の刑に処せられた場合 (b) 当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇の処分を受けた場合 (c) 自己都合により退職した場合(取締役、監査役の就任を除く) (d) 自己都合以外の理由で当社を退職したときから、1年を経過したとき (e) 当社と競合関係にある他の会社の取締役、監査役、従業員、顧問又はコンサルタントに就いたとき	対象者は次の場合にはその権利を喪失し権利行使はできないものとする。 (a) 死亡、禁固以上の刑に処せられた場合 (b) 当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇の処分を受けた場合 (c) 自己都合により退職した場合(取締役、監査役の就任を除く) (d) 自己都合以外の理由で当社を退職したときから、1年を経過したとき (e) 当社と競合関係にある他の会社の取締役、監査役、従業員、顧問又はコンサルタントに就いたとき
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成14年6月1日から 平成21年3月31日まで	平成15年4月1日から 平成22年3月31日まで	平成15年7月1日から 平成23年3月31日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年6月24日	平成15年6月18日	平成16年6月24日
付与対象者の区分及び人数 (名)	取締役1名 監査役2名 従業員13名 顧問2名	取締役4名 監査役2名 従業員34名 顧問3名	従業員35名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 122	普通株式 264	普通株式 300
付与日	平成14年6月28日	平成15年6月30日	平成17年5月20日
権利確定条件	<p>次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。</p> <p>① 当社の取締役、監査役及び従業員である対象者が、当社の取締役、監査役又は従業員でなくなった場合。</p> <p>② 対象者が死亡した場合（新株予約権の相続は認めない。）。</p> <p>③ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>④ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。</p> <p>⑤ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。</p> <p>⑥ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。</p> <p>① 当社の取締役、監査役及び従業員である対象者が、当社の取締役、監査役又は従業員でなくなった場合。</p> <p>② 対象者が死亡した場合（新株予約権の相続は認めない。）。</p> <p>③ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>④ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。</p> <p>⑤ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。</p> <p>⑥ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。</p> <p>① 当社の取締役、監査役及び従業員である対象者が、当社の取締役、監査役又は従業員でなくなった場合。</p> <p>② 対象者が死亡した場合（新株予約権の相続は認めない。）。</p> <p>③ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>④ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。</p> <p>⑤ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。</p> <p>⑥ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成16年7月1日から 平成24年5月31日まで	平成17年7月1日から 平成25年5月31日まで	平成18年7月1日から 平成26年5月31日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年6月23日①	平成17年6月23日②	平成17年6月23日③
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役1名	取締役9名 監査役3名 従業員30名	取締役9名 監査役3名 従業員31名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 500	普通株式 264	普通株式 236
付与日	平成17年9月16日	平成17年11月25日	平成18年5月24日
権利確定条件	<p>次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。</p> <p>① 対象者が当社の従業員でなくなった場合（ただし、従業員が当社の取締役又は監査役になる場合を除く。）。</p> <p>② 対象者が当社の取締役又は監査役ではなくなった場合（ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社の取締役又は監査役であり、その後に退任又は辞任した場合を除く。）。</p> <p>③ 対象者が死亡した場合（新株予約権の相続は認めない。）。</p> <p>④ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>⑤ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。</p> <p>⑥ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。</p> <p>⑦ 対象者が当社との顧問契約を解除した場合（ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社と顧問契約を締結した顧問である場合はこの限りではない。）。</p> <p>⑧ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。</p> <p>① 対象者が当社の従業員でなくなった場合（ただし、従業員が当社の取締役又は監査役になる場合を除く。）。</p> <p>② 対象者が当社の取締役又は監査役ではなくなった場合（ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社の取締役又は監査役であり、その後に退任又は辞任した場合を除く。）。</p> <p>③ 対象者が死亡した場合（新株予約権の相続は認めない。）。</p> <p>④ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>⑤ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。</p> <p>⑥ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。</p> <p>⑦ 対象者が当社との顧問契約を解除した場合（ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社と顧問契約を締結した顧問である場合はこの限りではない。）。</p> <p>⑧ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。</p> <p>① 対象者が当社の従業員でなくなった場合（ただし、従業員が当社の取締役又は監査役になる場合を除く。）。</p> <p>② 対象者が当社の取締役又は監査役ではなくなった場合（ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社の取締役又は監査役であり、その後に退任又は辞任した場合を除く。）。</p> <p>③ 対象者が死亡した場合（新株予約権の相続は認めない。）。</p> <p>④ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>⑤ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。</p> <p>⑥ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。</p> <p>⑦ 対象者が当社との顧問契約を解除した場合（ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社と顧問契約を締結した顧問である場合はこの限りではない。）。</p> <p>⑧ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成19年7月1日から 平成27年5月31日まで	平成19年7月1日から 平成27年5月31日まで	平成19年7月1日から 平成27年5月31日まで

(注1) 株式数に換算して記載しております。

なお、平成12年5月26日、平成13年3月7日及び平成13年6月8日決議分のストック・オプションにつきましては、平成13年7月9日付株式分割（1株につき3株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(注2) 付与対象者の区分及び人数は付与時の区分及び人数であります。

3. ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成19年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成12年5月26日、平成13年3月7日及び平成13年6月8日決議分のストック・オプションにつきましては、平成13年7月9日付株式分割（1株につき3株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成12年5月26日	平成13年3月7日	平成13年6月8日
権利確定前			
期首(株)	—	—	—
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
期首(株)	3	36	367
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	3	36	367

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年6月24日	平成15年6月18日	平成16年6月24日
権利確定前			
期首(株)	—	—	—
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
期首(株)	56	78	—
権利確定(株)	—	—	264
権利行使(株)	—	19	—
失効(株)	10	—	4
未行使残(株)	46	59	260

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年6月23日①	平成17年6月23日②	平成17年6月23日③
権利確定前			
期首(株)	500	264	—
付与(株)	—	—	236
失効(株)	—	2	2
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	500	262	234
権利確定後			
期首(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	—	—	—

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成12年5月26日	平成13年3月7日	平成13年6月8日
権利行使価格(円)	16,667	150,000	150,000
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年6月24日	平成15年6月18日	平成16年6月24日
権利行使価格(円)	379,208	136,000	486,203
行使時平均株価(円)	—	257,667	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年6月23日①	平成17年6月23日②	平成17年6月23日③
権利行使価格(円)	328,514	244,755	304,000
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—	—

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(平成18年4月1日～平成18年9月30日)

(単位：千円)

	モバイル事業	ソリューション事業	計	消去又は全社	連結
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	210,881	155,791	366,672	—	366,672
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	210,881	155,791	366,672	—	366,672
営業費用	219,205	235,436	454,642	—	454,642
営業損失	8,324	79,645	87,969	—	87,969

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、当社が顧客に対して提供するサービスの類似性、市場の種類ならびに属性を考慮して区分しております。

2. 各事業の主な製品及びサービス

事業区分	主要な製品及びサービス
モバイル事業	JRトラベルナビゲータ、b-Walker、AirCompassを始めとする移動体向けのインフラ提供事業
ソリューション事業	画像配信システム、企業向けWebシステムの企画・開発・運用及びシステム販売事業

当中間連結会計期間(平成19年4月1日～平成19年9月30日)

(単位：千円)

	モバイル事業	ソリューション事業	計	消去又は全社	連結
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	177,811	274,016	451,827	—	451,827
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	177,811	274,016	451,827	—	451,827
営業費用	198,408	430,694	629,102	—	629,102
営業損失	20,597	155,678	177,275	—	177,275

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、当社が顧客に対して提供するサービスの類似性、市場の種類ならびに属性を考慮して区分しております。

2. 各事業の主な製品及びサービス

事業区分	主要な製品及びサービス
モバイル事業	JRトラベルナビゲータ、b-Walker、AirCompassを始めとする移動体向けのインフラ提供事業
ソリューション事業	画像配信システム、企業向けWebシステムの企画・開発・運用及びシステム販売事業

3. 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 (ロ) ① (会計方針の変更)」に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

これに伴い、前中間連結会計期間と同一の方法によった場合と比べ、売上総利益がモバイル事業分野で27千円、ソリューション事業分野で686千円減少し、営業損失・経常損失・税金等調整前中間純損失・中間純損失がモバイル事業分野で34千円、ソリューション事業分野で857千円それぞれ増加しております。

前連結会計年度(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

(単位：千円)

	モバイル分野	ソリューション分野	計	消去又は全社	連結
I 売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	438,675	522,144	960,819	—	960,819
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	438,675	522,144	960,819	—	960,819
営業費用	452,039	604,314	1,056,354	—	1,056,354
営業損失	13,364	82,169	95,534	—	95,534
II 資産、減価償却費及び資本的支出					
資産	222,244	617,481	839,726	1,083,168	1,922,895
減価償却費	3,090	4,651	7,741	5,448	13,189
資本的支出	29,074	29,290	58,364	7,673	66,038

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、当社が顧客に対して提供するサービスの類似性、市場の種類ならびに属性を考慮して区分しております。

2. 各事業の主な製品及びサービス

事業区分	主要な製品及びサービス
モバイル事業	JRトラベルナビゲータ、b-Walker、AirCompassを始めとする移動体向けのインフラ提供事業
ソリューション事業	画像配信システム、企業向けWebシステムの企画・開発・運用及びシステム販売事業

3. 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は1,083,168千円であり、その主なものは、親会社での余資運用資金(現金及び預金)及び長期投資資金(投資有価証券)です。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)において、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)において、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)において、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

	台湾	計
I 海外売上高(千円)	76,000	76,000
II 連結売上高(千円)	—	366,672
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	20.7	20.7

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

該当事項はありません。

前連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(パーチェス法)

1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

(株)インフォエックス 海外進出サポート事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループと海外企業等との提携・協力への対応力を強化するため。

(3) 企業結合日

平成19年1月22日

(4) 企業結合の法的形式

株式交換

(5) 結合後企業の名称

(株)ビーマップ

(5) 取得した議決権比率

100.0%

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成19年1月1日から平成19年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価

(株)ビーマップの株式

88,425千円

取得に直接要した費用

財務調査費用

600千円

取得原価

89,025千円

4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額

(1) 株式の種類別の交換比率

普通株式 (株)ビーマップ 1 : (株)インフォエックス 0.00453

(2) 交換比率の算定方法

(株)ビーマップ株式会社については市場株価平均法、(株)インフォエックス株式会社については純資産方式及びディスカウントキャッシュフロー方式を用いた上で、本件株式交換の取引実態に照らし、これらの結果を総合的に勘案し、株式交換比率を算定いたしました。

- (3) 交付株式数及びその評価額
453株 88,425千円 (1株当たり195,200円)

5. 発生したのれん又は負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

- (1) のれん金額 75,100千円
 (2) 発生原因
 (株)インフォエックスの今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力の合理的な見積もりにより発生したものであります。
 (3) 償却の方法及び償却期間
 5年間で均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額	
流動資産	17,835千円
合計	17,835千円
(2) 負債の額	
流動負債	3,910千円
合計	3,910千円

7. 企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び当該連結会計年度以降の会計処理方針
該当事項はありません。

8. 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名
該当事項はありません。

9. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

	全体	取得企業分	差額
売上高(千円)	26,016	6,452	19,563
営業利益(千円)	14,076	2,492	11,584
経常利益(千円)	15,074	2,614	12,460
税引前当期純利益(千円)	15,074	2,614	12,460
当期純利益(千円)	12,014	1,670	10,343
1株当たり当期純利益(円)	379.66	52.8	326.86

(概算額の算定方法及び重要な前提条件)

全体の数字につきましては、(株)インフォエックスの通期の決算書を使用しております。

(1株当たり情報)

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	53,260円 49銭	49,348円 37銭	54,741円 94銭
1株当たり中間(当期) 純損失	10,846円 86銭	5,393円 57銭	11,377円 55銭
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期) 純利益	潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額については、 1株当たり中間純損失が計上 されているため、記載をして おりません。	同左	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額については、 1株当たり当期純損失が計上 されているため、記載をして おりません。

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
中間連結貸借対照表(連結貸 借対照表)の純資産の部の合 計額(千円)	1,685,055	1,593,550	1,771,206
普通株式に係る純資産額(千 円)	1,685,055	1,584,033	1,757,161
差額の主な内訳(千円) 少数株主持分	—	9,517	14,045
普通株式の発行済株式数(株)	31,647	32,108	32,108
普通株式の自己株式数(数)	9	9	9
1株当たり純資産額の算定に 用いられた普通株式の数(株)	31,638	32,099	32,099

2 1株当たり中間(当期)純損失

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間連結損益計算書(連結 損益計算書)上の中間 (当期)純損失(千円)	343,089	173,128	360,928
普通株式に係る中間 (当期)純損失(千円)	343,089	173,128	360,928
普通株主に帰属 しない金額(千円)	—	—	—
普通株式の期中平均 株式数(株)	31,630	32,099	31,723
希薄化効果を有しないた め、潜在株式調整後1株 当たり中間(当期)純利益 の算定に含まれなかった 潜在株式の概要	新株引受権3種類(新株 予約権の目的となる株 式の数406株)、新株予約 権6種類(新株予約権の 目的となる株式の数 1,387株)。	新株予約権等9種類(新 株予約権の目的となる株 式の数1,767株)。	新株予約権等9種類(新 株予約権の目的となる株 式の数1,767株)。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 フォーマイスターズ・システム コンサルティング株式会社の株式 の取得(子会社化)</p> <p>当社は、平成18年10月23日開催 の取締役会において、フォーマイ スターズ・システムコンサルティ ング株式会社の株式を取得し、子 会社化することを下記の通り決議 いたしました。</p> <p>(1) 株式の取得の理由</p> <p>経営陣によるMBOを支援する とともに、当社グループ相互の顧 客である有力企業への提案力を向 上させ、ビジネスチャンスを確実に 獲得することで収益力の強化に 結び付けることを目的としており ます。</p> <p>(2) 異動する子会社の概要</p> <p>①商号 フォーマイスターズ・シ ステムコンサルティング 株式会社</p> <p>②代表者 善田正幸</p> <p>③所在地 東京都中央区日本橋三 丁目15番6号</p> <p>④設立年月日 平成15年6月18日</p> <p>⑤主な事業の内容</p> <p>システムコンサルティング 、独自開発の標準化モ デル「Blend」シリーズ の販売、システム開発</p> <p>⑥決算期 平成18年12月</p> <p>⑦従業員数 12名</p> <p>⑧主な事業所 東京都中央区日本 橋三丁目15番6号</p> <p>⑨資本金 5千万円</p> <p>⑩発行済株式総数 1,000株</p> <p>⑪大株主構成及び所有割合</p> <p>株式会社ライブドアファ イナンス(100%)</p> <p>(3) 取得株式数、取得価額及び取 得前後の所有株式の状況</p> <p>(1)異動前の所有株式数 0株 (所有割合0%) (議決権の数0株)</p> <p>(2)取得株式数 850株 (取得価額399百万円) (議決権の数850株)</p> <p>(3)異動後の所有株式数 850株 (所有割合85%) (議決権の数850株)</p>	<p>—————</p>	<p>—————</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>2 簡易株式交換による株式会社インフォエックスの完全子会社化 当社は、平成18年12月18日開催の取締役会において、平成19年1月12日付で簡易株式交換により、株式会社インフォエックスを完全子会社とすることについて決議いたしました。</p> <p>(1) 子会社化の理由 当社グループとしての海外企業等との提携・協力への対応力を強化し、相互の顧客である有力企業への提案力を向上させ、ビジネスチャンスを確実に獲得することで収益力の強化に結び付けることを目的としております。</p> <p>(2) 異動する子会社の概要 ①商号 株式会社インフォエックス ②代表者 朝雄博 ③所在地 東京都港区六本木五丁目17番6号 ④設立年月日 平成16年6月9日 ⑤主な事業の内容 外資系金融IT企業サポート事業 など ⑥決算期 平成19年3月 ⑦従業員数 0名 ⑧主な事業所 東京都港区六本木五丁目17番6号 ⑨資本金 1千万円 ⑩発行済株式総数 100,000株 ⑪大株主構成及び所有割合 朝雄博(100%)</p> <p>(3) 株式交換比率 株式会社インフォエックスの株式1株に対して、当社株式0.00453株を割当て交付する。 (株式交換により発行する新株式数は453株となります。)</p>		

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
I 流動資産								
1 現金及び預金		1,391,905		805,144		901,657		
2 売掛金		147,392		217,422		317,982		
3 たな卸資産		11,570		24,454		11,030		
4 関係会社短期貸付金		24,138		6,916		4,000		
5 その他		15,964		38,775		40,465		
流動資産合計		1,590,972	87.7	1,092,713	57.9	1,275,136	62.4	
II 固定資産								
1 有形固定資産								
(1) 建物		3,644		3,644		3,644		
減価償却累計額		898	2,745	1,400	2,243	1,188	2,455	
(2) 工具器具備品		64,120		71,123		71,487		
減価償却累計額		46,642	17,477	47,580	23,543	51,088	20,398	
有形固定資産合計		20,223		25,787		22,854		
2 無形固定資産								
(1) ソフトウェア		9,873		39,565		26,841		
(2) ソフトウェア 仮勘定		—		48,016		35,032		
(3) その他		1,070		983		1,087		
無形固定資産合計		10,943		88,566		62,961		
3 投資その他の資産								
(1) 投資有価証券		38,780		37,450		37,450		
(2) 関係会社株式		106,900		602,875		602,875		
(3) 関係会社長期貸付 金		11,738		—		—		
(4) 差入保証金		33,521		33,521		33,556		
(5) その他		—		6,348		9,308		
投資その他の資産合計		190,939		680,195		683,190		
固定資産合計		222,107	12.3	794,548	42.1	769,006	37.6	
資産合計		1,813,079	100.0	1,887,262	100.0	2,044,143	100.0	

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債								
1 買掛金		36,904		44,060		94,623		
2 未払法人税等		3,882		4,794		5,632		
3 未払消費税等		—		—		4,556		
4 賞与引当金		4,475		4,500		—		
5 その他	※1	26,815		17,412		41,195		
流動負債合計			72,078	4.0	70,767	3.8	146,007	7.1
II 固定負債		5,356		4,478		5,976		
負債合計			77,434	4.3	75,246	4.0	151,983	7.4
(純資産の部)								
I 株主資本								
1 資本金			1,853,703		1,854,247	98.3	1,854,247	90.7
2 資本剰余金								
資本準備金		1,391,419		1,480,389		1,480,389		
資本剰余金合計			1,391,419		1,480,389	78.4	1,480,389	72.4
3 利益剰余金								
(1) 利益準備金		600		600		600		
(2) その他利益剰余金								
別途積立金		2,020		2,020		2,020		
繰越利益剰余金		△1,509,563		△1,523,258		△1,443,114		
利益剰余金合計			△1,506,943		△1,520,638	△80.6	△1,440,494	△70.4
4 自己株式			△2,103		△1,982	△0.1	△1,982	△0.1
株主資本合計			1,736,076	95.8	1,812,015	96.0	1,892,159	92.6
II 評価・換算差額等								
その他有価証券 評価差額金			△432		—		—	
評価・換算差額等 合計			△432	△0.1	—	—	—	—
純資産合計			1,735,644	95.7	1,812,015	96.0	1,892,159	92.6
負債純資産合計			1,813,079	100.0	1,887,262	100.0	2,044,143	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
I 売上高		338,849	100.0	340,188	100.0	805,529	100.0
II 売上原価		286,894	84.7	290,648	85.4	577,241	71.7
売上総利益		51,954	15.3	49,539	14.6	228,287	28.3
III 販売費及び一般管理費		113,020	33.3	134,188	39.5	224,960	27.9
営業利益又は営業損失 (△: 損失)		△61,065	△18.0	△84,648	△24.9	3,327	0.4
IV 営業外収益	※1	2,982	0.8	1,770	0.5	6,797	0.9
V 営業外費用	※2	141	0.0	160	0.0	548	0.1
経常利益又は経常損失 (△: 損失)		△58,225	△17.2	△83,038	△24.4	9,575	1.2
VI 特別利益	※3	79,556	23.5	4,868	1.4	80,556	10.0
VII 特別損失	※4	330,748	97.6	828	0.2	331,164	41.1
税引前中間(当期)純損失		309,417	△91.3	78,998	△23.2	241,032	△29.9
法人税、住民税及び 事業税		475		1,145		2,290	
法人税等調整額		—	475	0.2	—	1,145	0.3
中間(当期)純損失		309,892	△91.5	80,143	△23.5	243,322	△30.2

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(千円)	1,852,955	1,390,671	1,390,671
中間会計期間中の変動額			
新株の発行	748	748	748
中間純損失			
中間会計期間中の変動額合計(千円)	748	748	748
平成18年9月30日残高(千円)	1,853,703	1,391,419	1,391,419

	株主資本					株主資本合計
	利益剰余金				自己株式	
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
別途積立金		繰越利益剰余金				
平成18年3月31日残高(千円)	600	2,020	△1,199,671	△1,197,051	△2,103	2,044,472
中間会計期間中の変動額						
新株の発行						1,496
中間純損失			△309,892	△309,892		△309,892
中間会計期間中の変動額合計(千円)			△309,892	△309,892		△308,396
平成18年9月30日残高(千円)	600	2,020	△1,509,563	△1,506,943	△2,103	1,736,076

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・差額差額等合計	
平成18年3月31日残高(千円)	—	—	2,044,472
中間会計期間中の変動額			
新株の発行			1,496
中間純損失			△309,892
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△432	△432	△432
中間会計期間中の変動額合計(千円)	△432	△432	△308,828
平成18年9月30日残高(千円)	△432	△432	1,735,644

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成19年3月31日残高(千円)	1,854,247	1,480,389	1,480,389
中間会計期間中の変動額			
中間純損失			
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)			
中間会計期間中の変動額合計 (千円)			
平成19年9月30日残高(千円)	1,854,247	1,480,389	1,480,389

	株主資本					純資産合計	
	利益剰余金				自己株式		株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
		別途積立金	繰越利益剰余金				
平成19年3月31日残高(千円)	600	2,020	△1,443,114	△1,440,494	△1,982	1,892,159	1,892,159
中間会計期間中の変動額							
中間純損失			△80,143	△80,143		△80,143	△80,143
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)							
中間会計期間中の変動額合計 (千円)			△80,143	△80,143		△80,143	△80,143
平成19年9月30日残高(千円)	600	2,020	△1,523,258	△1,520,638	△1,982	1,812,015	1,812,015

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(千円)	1,852,955	1,390,671	—	1,390,671
事業年度中の変動額				
新株の発行	1,292	1,292	—	1,292
株式交換	—	88,425	—	88,425
自己株式の消却	—	—	△121	△121
繰越利益剰余金からその他資本剰余金への振替	—	—	121	121
当期純損失	—	—	—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計(千円)	1,292	89,717	—	89,717
平成19年3月31日残高(千円)	1,854,247	1,480,389	—	1,480,389

	株主資本			
	利益剰余金			
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
		別途積立金	繰越利益剰余金	
平成18年3月31日残高(千円)	600	2,020	△1,199,671	△1,197,051
事業年度中の変動額				
新株の発行	—	—	—	—
株式交換	—	—	—	—
自己株式の消却	—	—	—	—
繰越利益剰余金からその他資本剰余金への振替	—	—	△121	△121
当期純損失	—	—	△243,322	△243,322
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計(千円)	—	—	△243,443	△243,443
平成19年3月31日残高(千円)	600	2,020	△1,443,114	△1,440,494

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
平成18年3月31日残高(千円)	△2,103	2,044,472	2,044,472
事業年度中の変動額			
新株の発行	—	2,584	2,584
株式交換	—	88,425	88,425
自己株式の消却	121	—	—
繰越利益剰余金からその他資本剰余金への振替	—	—	—
当期純損失	—	△243,322	△243,322
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—
事業年度中の変動額合計(千円)	121	△152,312	△152,312
平成19年3月31日残高(千円)	△1,982	1,892,159	1,892,159

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 資産の評価基準 及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>②その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>① 原材料 個別法による原価法によっております。</p> <p>② 仕掛品 個別法による原価法によっております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>①子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>②その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>① 原材料 同左</p> <p>② 仕掛品 同左</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>①子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>②その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>① 原材料 同左</p> <p>② 仕掛品 同左</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 3～18年 工具器具備品 4～10年</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 3～15年 工具器具備品 4～8年</p> <p>(会計方針の変更) 法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、当中間会計期間から、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。</p> <p>これに伴い、前中間会計期間と同一の方法によった場合と比べ、売上総利益が713千円減少し、営業損失が891千円、経常損失が891千円、税引前中間純損失が891千円、中間純損失が891千円それぞれ増加しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 3～15年 工具器具備品 4～8年</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
	<p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 販売目的のソフトウェア 販売目的のソフトウェアは、販売可能有効期間(3年)に基づく定額法によっております。</p>	<p>(追加情報) 当中間会計期間から、平成19年 3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 当該変更に伴う損益に与える影響は、軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェア 同左 販売目的のソフトウェア 同左</p>	<p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェア 同左 販売目的のソフトウェア 同左</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当中間期においては、引当金の計上はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当期においては、引当金の計上はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p>
4 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。	同左	同左

中間財務諸表のための基本となる重要な事項の変更
該当事項はありません。

会計方針の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)並びに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準指針適用指針第2号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,735,644千円であります。 中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)並びに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準指針適用指針第2号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,892,159千円であります。 財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>
<p style="text-align: center;">—————</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(企業結合に係る会計基準等) 当事業年度から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p style="text-align: center;">—————</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(ストック・オプション等に関する会計基準等) 当事業年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>
<p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い) 当中間会計期間から、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。 前中間会計期間において営業外費用の内訳として表示していた「新株発行費償却」は、当中間会計期間より「株式交付費償却」として表示する方法に変更しております。 前中間会計期間において営業活動によるキャッシュ・フローの内訳として表示していた「新株発行費償却額」は、当中間会計期間より「株式交付費償却額」として表示する方法に変更しております。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い) 当事業年度から、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。 前事業年度において営業外費用の内訳として表示していた「新株発行費」は、当事業年度より「株式交付費」として表示する方法に変更しております。</p>

表示方法の変更

該当事項はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
※1 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等 は相殺のうえ、流動負債の「その他」 に含めて表示しております。	※1 消費税等の取扱い 同左	※1 消費税等の取扱い

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 営業外収益の主要項目 受取利息 324千円 雑収入 2,657千円	※1 営業外収益の主要項目 受取利息 125千円 雑収入 1,645千円	※1 営業外収益の主要項目 受取利息 582千円 業務受託料 5,040千円
※2 営業外費用の主要項目 株式交付費償却 141千円	※2 営業外費用の主要項目 棚卸資産除却損 160千円	※2 営業外費用の主要項目 株式交付費 547千円
※3 特別利益の主要項目 投資有価証券売却益 69,056千円 償却債権取立益 10,500千円	※3 特別利益の主要項目 子会社整理損失引当金 4,844千円 戻入益	※3 特別利益の主要項目 投資有価証券売却益 69,056千円 償却債権取立益 11,500千円
※4 特別損失の主要項目 投資有価証券評価損 330,431千円	※4 特別損失の主要項目 固定資産除却損 828千円	※4 特別損失の主要項目 投資有価証券評価損 330,431千円 固定資産除却損 316千円
※5 減価償却実施額 有形固定資産 4,037千円 無形固定資産 466千円	※5 減価償却実施額 有形固定資産 6,585千円 無形固定資産 4,666千円	※5 減価償却実施額 有形固定資産 8,773千円 無形固定資産 2,857千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	9	—	—	9

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	9	—	—	9

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	9.55	—	0.55	9

(変動事由の概要)

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

自己株式の一部消却による減少 0.55株

(リース取引関係)

前中間会計期間末(平成18年9月30日)

当社はリース取引を行っていないため、該当事項はありません。

当中間会計期間末(平成19年9月30日)

当社はリース取引を行っていないため、該当事項はありません。

前事業年度末(平成19年3月31日)

当社はリース取引を行っていないため、該当事項はありません。

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成18年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間末(平成19年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

前事業年度末(平成19年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(企業結合等関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

中間連結財務諸表の注記事項(企業結合関係)における記載内容と同一であるため、記載しておりません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

中間連結財務諸表の注記事項(企業結合関係)における記載内容と同一であるため、記載しておりません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

連結財務諸表の注記事項(企業結合関係)における記載内容と同一であるため、記載しておりません。

(1株当たり情報)

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	54,859円 48銭	56,450円 85銭	58,947円 61銭
1株当たり中間(当期) 純損失	9,797円 33銭	2,496円 76銭	7,670円 25銭
潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利益	潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額につ いては、1株当たり中間 純損失が計上されてい るため、記載をしてお りません。	同左	潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額につ いては、1株当たり中間 純損失が計上されてい るため、記載をしてお りません。

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
中間貸借対照表(貸借対 照表)の純資産の部の合 計額(千円)	1,735,644	1,812,015	1,892,159
普通株式に係る純資産額 (千円)	1,735,644	1,812,015	1,892,159
普通株式の発行済株式数 (株)	31,647	32,108	32,108
普通株式の自己株式数 (数)	9	9	9
1株当たり純資産額の算 定に用いられた普通株式 の数(株)	31,638	32,099	32,099

2 1株当たり中間(当期)純損失

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間損益計算書(損 益計算書)上の中間 (当期)純損失 (千円)	309,892	80,143	243,322
普通株式に係る中間 (当期)純損失(千 円)	309,892	80,143	243,322
普通株主に帰属しな い金額(千円)	—	—	—
普通株式の期中平均 株式数(株)	31,630	32,099	31,723
希薄化効果を有しな いため、潜在株式調 整後1株当たり中間 (当期)純利益の算定 に含まれなかった潜 在株式の概要	新株引受権3種類(新 株予約権の目的となる 株式の数406株)、新株 予約権6種類(新株予約 権の目的となる株式の 数1,387株)。	新株予約権9種類(新 株予約権の数1,767個)	新株予約権9種類(新 株予約権の数1,767個)

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 フォーマイスターズ・システムコンサルティング株式会社の株式の取得(子会社化)</p> <p>当社は、平成18年10月23日開催の取締役会において、フォーマイスターズ・システムコンサルティング株式会社の株式を取得し、子会社化することを下記の通り決議いたしました。</p> <p>(1) 株式の取得の理由</p> <p>経営陣によるMBOを支援するとともに、当社グループ相互の顧客である有力企業への提案力を向上させ、ビジネスチャンスを確実に獲得することで収益力の強化に結び付けることを目的としております。</p> <p>(2) 異動する子会社の概要</p> <p>①商号 フォーマイスターズ・システムコンサルティング株式会社</p> <p>②代表者 善田正幸</p> <p>③所在地 東京都中央区日本橋三丁目15番6号</p> <p>④設立年月日 平成15年6月18日</p> <p>⑤主な事業の内容</p> <p>システムコンサルティング、独自開発の標準化モデル「Blend」シリーズの販売、システム開発</p> <p>⑥決算期 平成18年12月</p> <p>⑦従業員数 12名</p> <p>⑧主な事業所 東京都中央区日本橋三丁目15番6号</p> <p>⑨資本金 5千万円</p> <p>⑩発行済株式総数 1,000株</p> <p>⑪大株主構成及び所有割合</p> <p>株式会社ライブドアファイナンス(100%)</p> <p>(3) 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況</p> <p>(1)異動前の所有株式数 0株 (所有割合0%) (議決権の数0株)</p> <p>(2)取得株式数 850株 (取得価額399百万円) (議決権の数850株)</p> <p>(3)異動後の所有株式数 850株 (所有割合85%) (議決権の数850株)</p>	<p>—————</p>	<p>—————</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>2 簡易株式交換による株式会社インフォエックスの完全子会社化</p> <p>当社は、平成18年12月18日開催の取締役会において、平成19年1月12日付で簡易株式交換により、株式会社インフォエックスを完全子会社とすることについて決議いたしました。</p> <p>(1) 子会社化の理由 当社グループとしての海外企業等との提携・協力への対応力を強化し、相互の顧客である有力企業への提案力を向上させ、ビジネスチャンスを確実に獲得することで収益力の強化に結び付けることを目的としております。</p> <p>(2) 異動する子会社の概要 ①商号 株式会社インフォエックス ②代表者 朝雄博 ③所在地 東京都港区六本木五丁目17番6号 ④設立年月日 平成16年6月9日 ⑤主な事業の内容 外資系金融IT企業サポート事業 など ⑥決算期 平成19年3月 ⑦従業員数 0名 ⑧主な事業所 東京都港区六本木五丁目17番6号 ⑨資本金 1千万円 ⑩発行済株式総数 100,000株 ⑪大株主構成及び所有割合 朝雄博(100%)</p> <p>(3) 株式交換比率 株式会社インフォエックスの株式1株に対して、当社株式0.00453株を割当て交付する。(株式交換により発行する新株式数は453株となります。</p>	<p>—————</p>	<p>—————</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第9期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)平成19年6月22日関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

訂正報告書(上記(1)有価証券報告書の訂正報告書)を平成19年10月11日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月13日

株式会社ビーマップ
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 木 忠 儀 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 田 岳 司 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビーマップの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビーマップ及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は、平成18年10月23日開催取締役会において、子会社株式の取得を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

株式会社ビーマップ

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 木 忠 儀 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 田 岳 司 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビーマップの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビーマップ及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月13日

株式会社ビーマップ

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 木 忠 儀 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 田 岳 司 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビーマップの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビーマップの平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は、平成18年10月23日開催取締役会において、子会社株式の取得を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

株式会社ビーマップ

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 木 忠 儀 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 田 岳 司 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビーマップの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビーマップの平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。